

過誤申立による給付実績の取下げについて

1. 「過誤申立による給付実績の取下げ」とは

事業所等は支払額が決定した請求明細書等について誤りがあった場合、市町村等に過誤申立をすることにより給付実績の取り下げ（誤りのあった金額の一部分だけの取下げではなく、支払が決定している請求明細書の請求額を全額取り下げる）を行うことができます。

2. 過誤を行うケース

過誤を行うケースには、以下の2通りが考えられます。

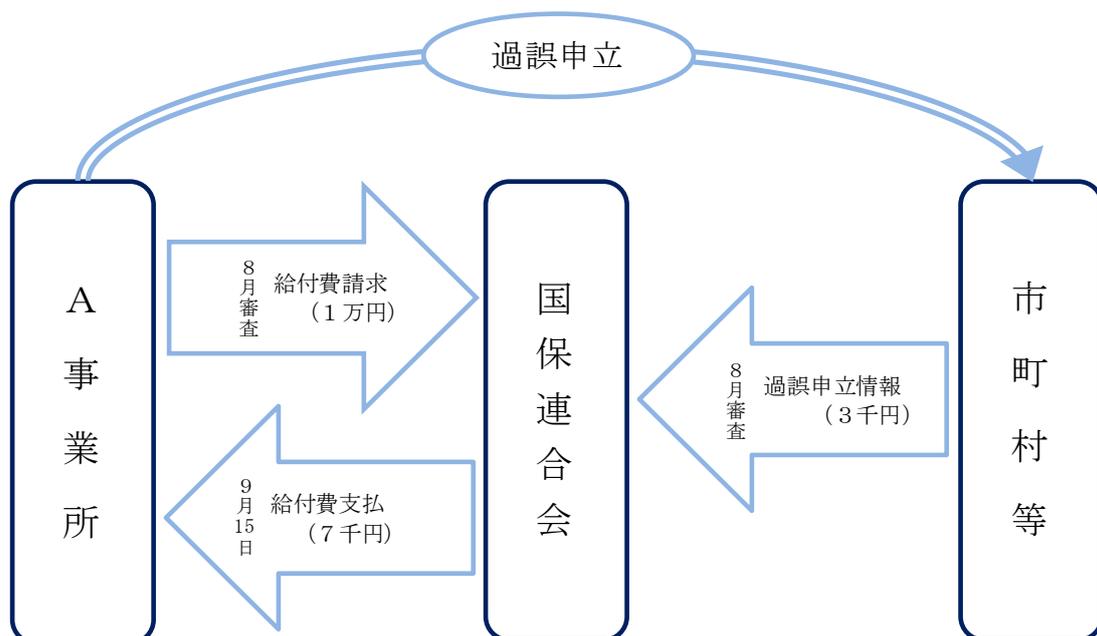
- ・ 誤った内容で請求し、支払が決定した場合。
- ・ 請求できないにもかかわらず、誤って請求し支払が決定した場合。

3. 過誤を行う方法および過誤の流れ

過誤を行うには、請求明細書の支払額が決定した後、該当する市町村等に過誤申立をする必要があります。（申立方法、申立期日につきましては市町村等にお問合せください。）

市町村等から提出された過誤申立を国保連合会が受付（処理）すると、審査月の翌月の支払において、事業所等への支払額と相殺（マイナス）いたします。

例：平成28年8月審査のA事業所からの請求額が1万円、平成28年8月審査に市町村等から、国保連合会に提出されたA事業所の過誤申立情報（取下げ金額）が3千円だとすると、平成28年9月15日のA事業所への支払額は7千円となります。



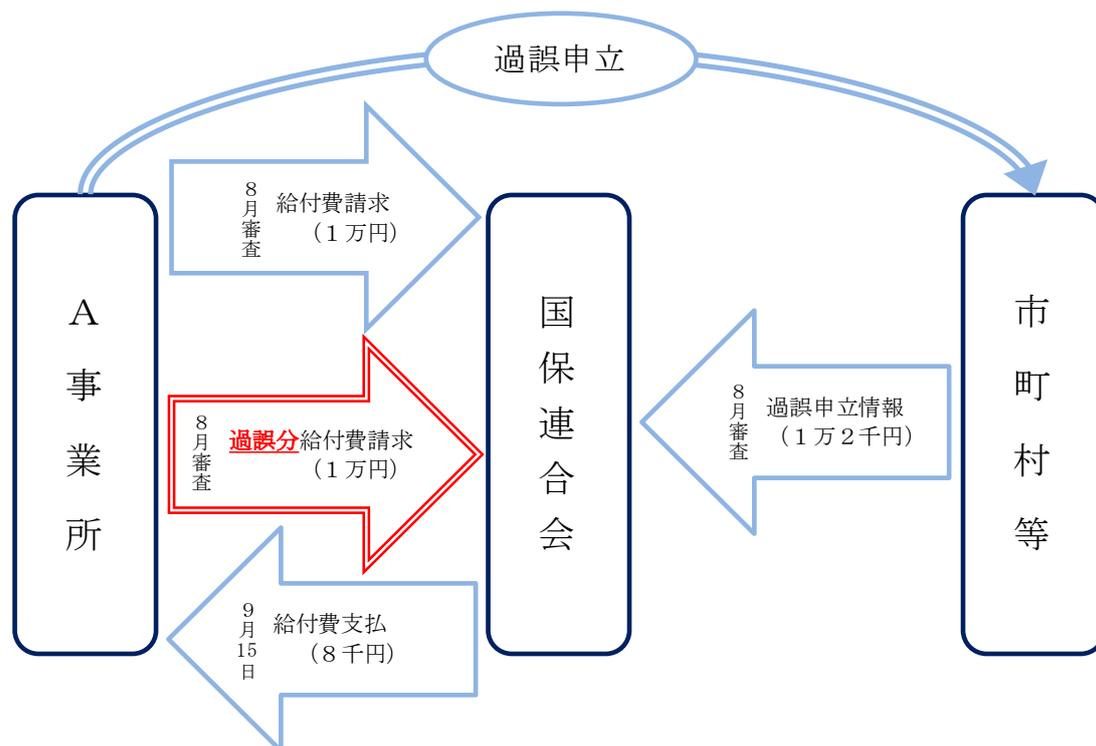
4. 過誤を行う際の注意点

①過誤を行う場合は、過誤の金額が貴事業所へ支払われる介護給付費等の金額を超えないように調整してください。

*市町村等が過誤申立情報を国保連合会に提出するのと同じ月に、該当の請求明細書等を国保連合会へ再請求していただくと、介護給付費等と相殺できる可能性が高まります。また、数ヶ月にわたる請求誤り等で、過誤の金額が多額になる場合は、数回に分けて過誤を行うなどの調整をお願いいたします。

例：支払額が1万2千円で決定済の明細書の内容に誤りがあり、正しい請求額が1万円であったため市町村等に過誤申立をしたとします。

平成28年8月審査のA事業所からの請求額が1万円、平成28年8月審査に市町村等から、国保連合会に提出されたA事業所の過誤申立情報（取下げ金額）が1万2千円だとすると、平成28年9月15日のA事業所への支払額は-2千円（未調整）となってしまいますが、過誤分の明細書を同月に請求していただくことで、平成28年8月審査の合計請求額が2万円となり、平成28年9月15日の支払額は8千円になります。



*事業廃止等の理由により、介護給付費等の請求がない場合は、国保連合会にご相談ください。

②明細書とサービス提供実績記録票はセットでの過誤となります。

*明細書のみ、サービス提供実績記録票のみで過誤を行うことはできません。

③利用者負担上限額管理結果票は過誤対象ではありません。

*利用者負担上限額管理結果票が決定したのち、内容に変更がある場合、情報自体を取り消す場合は、「上限額管理結果票情報作成区分コード」に「修正」もしくは「取消」を設定し本会に送信してください。